

平成28年度第6回四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日 時 平成29年2月14日（火）午後1時34分～午後4時5分

場 所 四街道市総合福祉センター3階 会議室1

出席者 出席委員：酒井会長、木谷副会長、荒木委員、高山委員、畠中委員

欠席委員：なし

事務局：齋藤総務課長、常世田主幹、遠藤主査補

実施機関：石橋管財課長、根本副主幹、鴫崎主査（議事2（2）のみ出席）

公開・非公開の別 一部公開（四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定による）

傍聴人 0人

会議次第

- 1 会長あいさつ
- 2 議事
  - (1) 不服申立てについて
  - (2) 本人以外からの個人情報の収集について（諮問）
  - (3) その他
- 3 その他

会議の内容

事務局：ただ今より、平成28年度第6回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催します。今回の審査会の内容については、1項目の不服申立てにおける審査会委員による審議についての1点目として、実施機関（環境経済部環境政策課）の案件に対し、審査請求人による説明及び質疑応答 2点目として、前回の審査会で実施機関（教育部指導課）の案件に対し、実施機関による説明及び質疑応答が行われたため、今後の進め方についての審議 2項目として、本人以外からの個人情報の収集について（諮問）の案件に対し、実施機関（経営企画部管財課）による内容説明及び質疑応答 3項目のその他として、事務局より次回以降に予定している議事等の説明 最後に次回の日程調整を予定しています。それでは、会議次第 1 会長あいさつに移らせていただきます。会長よりご挨拶をお願いしたいと存じます。

～会長あいさつ～

事務局：ありがとうございました。それでは会長、会議次第 2 から議事進行をお願いします。

酒井会長：それでは皆様のご協力の程、よろしく申し上げます。ただ今の出席委員は5名です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第2項の規定により、出席者が委員の過半数を超えていますので、会議は成立します。また、会議の公開・非公開については、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、会議次第 2 議事 (1) 不服申立てについては非公開とさせていただきます、それ以外の内容については公開とします。なお、本日の会議資料については、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により、会議次第については配布するものとします。なお、公開する議事資料についても、個人情報に関する資料ではなく、かつ、経費等の関係で配布することが困難である資料でもないため、傍聴人に配布することとしたいと存じますが、委員の皆様の意見をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：会議次第及び公開する議事資料については、傍聴人に配布することとします。次に、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」により、原則として明記することになっていきますので、本審査会においても、議事の不服申立てにおける非公開の部分を除き、発言者名を明記する取扱いとしたいと存じますが、委員の皆様の意見をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：非公開の部分を除き、会議録における発言者名については明記することとします。

～2 議事 (1) 不服申立て (非公開) ～

酒井会長：次に、会議次第 2 議事 (2) 本人以外からの個人情報の収集について(諮問)に入ります。これより、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第8条の規定により、実施機関(管財課)の職員による説明を求めたいと思いますが、委員の皆様、資料は揃っていますか。

委員全員：～資料確認～

酒井会長：それでは、実施機関の職員の入室を許可します。

～実施機関職員 入室～

～実施機関職員 紹介～

事務局：なお、実施機関の職員による「本人以外からの個人情報の収集について（諮問）」の説明及びこれに対する質疑応答については、これより会長の進行で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

酒井会長：実施機関の職員におかれましては、本日、お忙しい中お越しいただきありがとうございます。今回は、「本人以外からの個人情報の収集について（諮問）」ということで、諮問様式の資料等に基づき、説明をいただきます。実施機関より既に諮問様式の資料等はいただいておりますが、まず改めて、今回情報公開・個人情報保護審査会に諮問する経緯及び今後のスケジュールについて、内容をご説明いただきたいと思います。座ったままで結構ですので、よろしくお願いいたします。

～実施機関職員より、本人以外からの個人情報の収集に伴い、審査会に諮問する経緯及び今後のスケジュールの説明～

酒井会長：ありがとうございました。ただ今、実施機関の職員より、本人以外からの個人情報の収集に伴い、審査会に諮問する経緯及び今後のスケジュールの説明がありました。何か質問等がありましたら、委員の皆様お願いします。

木谷委員：前回の審査会において、録音に関する取扱いの際にも指摘しましたが、四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号は、第三者に関する収集における例外規定です。今回は、庁舎内に入ってきた本人に関する情報を防犯カメラで映像として収集するものであるため、少なくとも四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号に基づき、収集するものではないと思います。つまり、四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号で予定していることは、Aさんの情報を収集する際に、Aさん自身から収集することができないけれども、公益性が非常に高いため、審査会でやむを得ず認めるという規定だと思います。今回は、庁舎内に入ってきた方々の姿を防犯上、ビデオカメラで収集するため、四街道

市個人情報保護条例第7条第1項における、「…必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。」ということが問題になると思います。例えば、カメラにおいては隠し撮りという、どこにカメラがあるか分からない形で設置し、庁舎内に入ってきた方々を撮影することは不正な手段です。庁舎内の防犯カメラは、一見してどこにあるか分かる形で、設置しますか。

実施機関：「防犯カメラ作動中」という表示を行う予定です。

酒井会長：平成18年度における既設の駐車場の設置の際は、当審査会に諮問は行いましたか。

実施機関：数年前の案件のため、当時の担当者に伺ったところ、諮問は行っていません。今回、併せて諮問をさせていただきたいと思います。

酒井会長：平成24年度に道路に防犯カメラを設置する際は、担当課より諮問いただき、認めた事例がありましたが、それより前ですか。

実施機関：はい、そうです。

畠中委員：カメラの利用の目的については、防犯目的ですか。

実施機関：はい、そうです。

畠中委員：先ほどの説明では、市の職員と来庁者に対し、防犯カメラで映像を取得するということですが、間違いはないですか。

実施機関：はい、そうです。

畠中委員：そうすると、防犯目的でカメラを設置するという理由は分かりますが、市の職員に対し、カメラを向けることはモニタリングになり、防犯では無くなるため、労働組合の許可が必要だと思います。

実施機関：モニタリングを行うことはなく、あくまでも録画だけです。職員及び来庁者ということで説明しましたが、今年1月に職員が来庁者に殴られるという事件がありました。そのような不審者の侵入を防ぎ、来庁者の安全を守るという、犯罪の抑止という点もあります。よって、職員の勤務態度を監視するものではあ

りません。

畠中委員：そのような懸念がある場合は、了解を取れば良いと思います。後は、防犯カメラは庁舎内のパソコンと繋いで使用しますか。

実施機関：パソコンを防犯カメラと接続する予定はなく、レコーダーに繋がります。

畠中委員：そうすると、防犯カメラにSDカードを付けますか。

実施機関：はい、そうです。必要があれば、その都度ダビングして使用します。

畠中委員：24基を設置する予定であれば、庁舎内にパソコンを設置し、繋げる予定はありませんか。

実施機関：リアルタイムによるモニタリングは予定していません。

酒井会長：管財課の別室に記録装置を管理しますか。

実施機関：管財課の職員で管理します。

酒井会長：映像のみで音声は入りませんか。

実施機関：入りません。

酒井会長：モノクロですか、カラーですか。

実施機関：カラー映像です。

高山委員：画像データの保存期間は、30日間ですか。

実施機関：はい、そうです。

高山委員：30日間保存することは、標準ですか。

実施機関：そうですね。

高山委員：前回の審査会で、収税課より、録音に関する取扱いの諮問がありましたが、今

回も流れとしては、来庁者及び職員に対する安全管理のためであり、全体としてはセットの流れという理解でよろしいですか。

酒井会長：その点は、考え方の問題だと思います。

畠中委員：収税課では脅されるという話もあったため、音声も必要だと思います。なお、カメラというのは、見える範囲が120度であって死角ができます。180度カバーする場合には、2基必要です。

実施機関：カメラの向きについては、執務室側からカウンターに向けて設置する予定です。

畠中委員：防犯カメラを設置する必要性は、具体的にはどのような理由ですか。

実施機関：先ほども申し上げましたが、ここ数年において、職員が木刀で小突かれる、椅子を事務室に投げられる、杖で胸を突かれる、携帯電話が割られる、胸ぐらをつかまれる等の事例があります。また、市民同士のけんかもあるため、犯罪抑止の観点から、設置の必要性があります。

酒井会長：既設の防犯カメラを11基設置しているということですが、取り換えるという意味ですか。

実施機関：既設の防犯カメラは、かなり年数が経っており、画像も落ちていますが、しばらく使用する予定です。平成18年度に設置した経緯ですが、公用車のタイヤを千枚通しで数十台パンクされたことがあり、警察より、「防犯カメラを設置した方が良い。」という指導がありましたので、設置しました。

酒井会長：今回は24基のうち、11基以外の13基について新設するということですか。

実施機関：はい、そうです。

荒木委員：死角は特にありませんか。

実施機関：当初は4基の設置を予定していましたが、業者に確認したところ、死角がかなりできるということです。13基設置することにより、死角が無くなります。

酒井会長：今回の諮問については、四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号には該

当せず、四街道市個人情報保護条例第7条第1項の規定に該当するという説明がありました。よろしいですか。

事務局：庁舎外の街中に防犯カメラを設置した際には、不特定の車両・個人の映像が映るため、四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号の規定により諮問し、「…適当であると認めます。」という答申をいただきました。今回も同じような事例のため、諮問の提出を行いました。

木谷委員：街中の防犯カメラについては、四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号を適用しましたが、今回は四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号の趣旨とは違うと思います。四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号は、本人から個人情報を収集できない場合において、本人以外から個人情報を収集する規定であるため、四街道市個人情報保護条例第7条第1項により、適切に取扱いが行われているかどうかをクリアしているかだと思います。よって、「防犯カメラが設置されています。」という告知をしていれば、四街道市個人情報保護条例第7条第1項に違反していないと思います。

事務局：四街道市個人情報保護条例第7条第3項第1号に該当するということですか。

木谷委員：四街道市個人情報保護条例第7条第1項です。四街道市個人情報保護条例第7条第3項自体が全体として、第三者から個人情報を収集する例外規定であるため、四街道市個人情報保護条例第7条第1項が原則です。四街道市個人情報保護条例第7条第1項は本人から収集する場合であり、「…適正かつ公正な手段により行わなければならない。」と規定しています。

酒井会長：四街道市個人情報保護条例第7条第1項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。」と規定しています。四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号の規定より、この条文を適用した方が妥当であるという意見がありましたが、よろしいですか。

木谷委員：そうすると、諮問は必要無いと思います。

酒井会長：四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号の規定の場合、審査会に意見を聴くため、諮問が必要になりますが、四街道市個人情報保護条例第7条第1項

の規定を適用した場合は、諮問の必要はありません。平成18年度の設置においても、この規定を適用した可能性があります。

畠中委員：不用意に個人情報が漏えいした場合には、いろいろ話題になります。インターネットに繋げて、防犯カメラが攻撃された場合、守る部分が弱いです。

木谷委員：正しい解釈は、四街道市個人情報保護条例第7条第1項の適用であると思います。

酒井会長：「本人以外からの収集禁止の例外の種類」を第1号から第7号まで示しており、第6号の「各種の事務・事業において、証明書の添付省略など市民の負担軽減、事務・事業の適正な実施等のため、必要な個人情報を他の個人情報取扱事務、他の市町村等から収集する場合」が当てはまるかもしれません。

木谷委員：この事例は、本人以外から個人情報を収集する場合の例外類型です。

事務局：街中に防犯カメラを設置したときは、四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号の規定を適用し、諮問を行いました。

畠中委員：四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号は、本人から個人情報を収集したいけれどもできない場合において、第三者から個人情報を収集する規定です。

木谷委員：防犯カメラに写る不特定多数の方が、四街道市個人情報保護条例に規定する「本人」です。例えば、私が審査会委員の顔写真を保有していて、顔写真を私から収集する場合は、第三者からの提供になります。防犯カメラの映像で収集することは、個人から直接収集しているため、それが特定の個人であっても不特定の個人であっても、本人から収集する事実には変わりはないと思います。そういう意味では、特定・不特定というのは、四街道市個人情報保護条例第7条の区別をする基準ではなく、収集元の問題だと思います。

畠中委員：周知の方法としては、「防犯カメラ作動中」の表記を市役所入口に明示し、ホームページにも掲載する必要があります。後は、収税課における問題もあるため、音声も必要だと思います。

実施機関：防犯カメラの音声の設置については、今後検討しようと思います。

畠中委員：32基の防犯カメラを一括管理するハードディスクを設置することも検討した



方が良いと思います。

酒井会長：四街道市個人情報保護条例第7条第1項に該当する場合は、諮問の必要は無い  
ため、防犯カメラを適切に管理すれば、支障が無いと解釈しますが、よろしい  
ですか。

委員全員：～異議なし～

実施機関：参考までに音声の取扱いについて、お伺いします。窓口で会話をしている内容  
が録音されることは、特に支障がありませんか。

木谷委員：基本的には防犯カメラの設置に当たり、貼り紙等で、「防犯カメラ作動中」と  
いうことで目的を告知し、又、収集の方法に問題が無ければ、大丈夫であると思  
います。防犯カメラの告知を行った場合であれば、同時に10～20人の情  
報を録っても問題無いと思います。

実施機関：分かりました。

酒井会長：それでは、どうもお疲れ様でした。

～実施機関職員 退室～

酒井会長：今回の案件については、答申を作成する必要は無いですか。

事務局：諮問が提出されているため、答申が必要になります。街中の防犯カメラ及び公  
用車のドライブレコーダーは、四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号  
の規定を適用し、諮問を行いました。今回も不特定の個人の映像を収集するも  
のであるため、同じように諮問を行いました。今回のケースは違いますか。

木谷委員：四街道市個人情報保護条例第7条第1項の規定を適用した方が、今回は適切で  
あると思います。前のドライブレコーダーの際もいろいろな議論がありましたが、  
要は不特定多数・特定少数ということは、四街道市個人情報保護条例第7  
条の趣旨とは違います。不特定多数であっても、特定少数であっても、本人か  
ら収集するか本人以外から収集するかということが四街道市個人情報保護条  
例第7条の問題です。今回は不特定多数ですけれども、すべて本人から収集す  
るため、四街道市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、適正に収集を  
行えば問題無いと思います。

事務局：四街道市個人情報保護条例7条第3項は本人から収集できない場合の規定ということですか。

木谷委員：本人から収集することができない場合に、例外的に収集できる規定であって、本人が行方不明であったり、本人が許諾をしている場合等です。例えば、会長の情報を私から提供しても良いことを会長から承諾いただいた場合には、私から収集できます。

事務局：本人から個人情報を収集することができない場合に第三者から収集する場合の規定ですか。

木谷委員：そのような棲み分けで問題無いと思います。実際このようなケースで問題になることは、収集の方法が適正であるかどうかだと思います。例えば、隠しカメラで個人情報を収集した場合は、適正かどうかという問題になります。

事務局：第三者から収集するわけではなく、本人から収集するため、四街道市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、適正かつ公正な手段により収集を行うということですか。

木谷委員：そのような趣旨で問題ありません。

事務局：答申としては、四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号には該当しないが、四街道市個人情報保護条例7条第1項の規定により、適正に収集を行うという表記でよろしいですか。

酒井会長：そのような答申（案）で問題無いと思います。今回の諮問に対する答申（案）については、今後事務局と調整し、答申（案）を作成した後、委員の皆様へ送付します。

それでは、会議次第 2 議事 (2) 本人以外からの個人情報の収集について（諮問）を終了します。

次に、会議次第 2 議事 (3) その他に入ります。まず、事務局より説明を求めます。

～事務局より、次回以降に予定している議事の説明～

酒井会長：ただ今事務局より説明がありましたが、何か質問等がありましたら委員の皆様  
お願いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、会議次第 2 議事 (3) その他を終了します。  
最後に、会議次第 3 その他についてですが、次回の審査会の日程について  
決めたいと思います。

～日程調整～

酒井会長：次回の審査会については、5月9日(火)午後1時30分からとします。  
なお、次回の審査会については、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例  
第5条第4項の規定により、不服申立てに係る審議は非公開とします。  
それでは、会議次第 3 その他を終了します。  
最後に委員の皆様、意見はありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：本日の審査会を終了します。お疲れ様でした。

.